

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成31年1月4日 23時38分ごろ
発生場所	熊本県熊本市熊本港西方沖 住吉灯台から真方位285° 5.6海里付近 (概位 北緯32° 44.0′ 東経130° 29.0′)
事故の概要	貨物船第三新栄丸は、東北東進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成31年3月14日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三新栄丸、486トン
船舶番号、船舶所有者等	135115、豊栄建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 3区画分ののり網に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、船長が手動操舵で操船に当たり、熊本港西方沖を東北東進し、錨泊した後、同港で揚荷役を行った。 船長は、後日、海上保安庁からの問い合わせを受け、熊本港西方沖ののり養殖施設に進入していたことを知った。 船長は、のり養殖施設の存在を知っていたものの、正確な設置状況を把握していなかった。
分析	本船は、熊本港西方沖を東北東進中、船長が、正確なのり養殖施設の設置状況を把握せずに航行を続けたことから、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、熊本港西方沖を東北東進中、船長が、正確なのり養殖施設の設置状況を把握せずに航行を続けたため、のり養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行予定海域における養殖施設の設置状況の情報を海上保安庁のホームページ（海洋状況表示システム（海しる））等で収集すること。